

一般社団法人明星会明星大学同窓会 支部規則

（目的）

第1条 この規則は、定款第5条に基づき一般社団法人明星会明星大学同窓会（以下「本会」という。）の支部の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支部の設立）

第2条 定款第5条の定めるところにより、任意の活動組織として所定の手続きを経て支部を設立することができる。

2 支部は活動目的別に地域支部、職域支部、学域支部、体育会支部、文化会支部、課外活動支部（趣味・サークル・同人会などの同好者の集まり）など、多様な形態で設立することができる。

3 支部は10名以上の正会員をもって成立するものとする。

4 準会員、在学会員などから支部へ入会の申し出があった場合、これを加えることができる。ただし、前項の支部成立要件の対象としない。

（支部の形態）

第3条 設立支部は形態別に分類するものとし、何れかの形態に属するものとする。

2 地域支部は都道府県に止まらず、郡市区町村など地区、地域などを単位とした支部

3 職域支部は業種・職種別の支部、勤務先別など職域を単位とした支部

4 学域支部は学部、学科、専攻（コース）、ゼミなどを単位とした支部

5 体育会支部は運動部に分類されるクラブ、同好会、愛好会等部活単位の支部

6 文化会支部は文芸部に分類されるクラブ、同好会、愛好会等部活単位の支部

7 課外活動支部は趣味・サークル・同人会などの同好者の集まりなどによる支部及びこの規則第3条2項から6項に分類されない支部

（代議員候補者の選出）

第4条 支部はこの規則第2条1項の目的を果たすため代議員候補者を選出することができる。

2 正会員10名以上100名未満を要する支部は1名、正会員100名以上を要する支部は2名の代議員候補者を選出できるものとする。

3 代議員候補者は当該支部構成員の総意により選出される。

4 代議員候補者の選出については本会の代議員選出規則によるものとする。

（支部設立の支援）

第5条 支部設立呼びかけの案内状の発送及び送料は同窓会事務局が負担する。

2 支部設立を希望するものは、同窓会事務局に対し支部設立に必要な事項について相談を行うことができる。

（支部の申請・登録）

第6条 支部を設立する場合は、支部設立の趣旨（目的）、10名以上の構成員名簿を添え、代表者及び代表者を含めた発起人3名以上より所定の申請を行うこととする。

- 2 前項の構成員名簿には構成員の卒業期、学籍番号、氏名、現住所、メールアドレス、部活動（クラブ・サークル等）等必要事項を記入しなければならない。申請に必要な書式は別に定める。
- 3 申請が認められた支部は同窓会支部として登録する
- 4 登録した支部は「(一社) 明星会 ○○△△支部」と称する。

（支部の構成員）

第7条 支部の構成員は正会員とする。

- 2 準会員等正会員以外の者が正会員となるための要件を満たした場合は構成員となることができる。
- 3 この規則第2条第4項の定めにより支部に準会員、在学会員などを加えることができる。ただし、構成員に含むことはできない。

（支部の運営）

第8条 支部の運営は前条の支部の構成員を以って行なう。

- 2 支部の運営は独立採算制とする。

（支部長及び役員）

第9条 支部は代表者（支部長）をおくこととする。また、必要に応じ支部長を補佐する副支部長、支部運営のために必要な役員を置くことができる。

- 2 前項のほか、構成員の個人情報（メールアドレスを含む）を管理する情報管理責任者を置く。
- 3 情報管理責任者はこの法人の個人情報の保護方針を遵守し、支部内の個人情報の適切な管理を行う。
- 4 支部長及び役員の任期は支部の規約で定める。
- 5 支部長は会長が主催する支部長会に出席するものとする。

（活動報告）

第10条 支部長は、当該年度の活動状況を翌年度4月10日までに会長宛に報告する。報告事項は支部会、懇親会等の開催、会員の動向、支部長・役員の変更、組織の変更及びその他特記事項とする。

- 2 報告書の様式は別に定める。

（支部名簿の管理）

第11条 支部の名簿は同窓会事務局が管理し、名簿の更新は適宜同窓会事務局が行う。

- 2 情報管理責任者は支部が把握している住所、氏名等名簿の変更については速やかに同窓会事務局に報告することとし、メールアドレス未登録者の登録を促すと共に、その結果について適宜事務局に報告しなければならない。
- 3 名簿に基づく支部会開催案内通知等の発送及び出欠の集計にかかわる業務は原則として同窓会事務局が行なう。

（支部名簿の提供）

第12条 支部は、当該支部が活動のために必要な名簿の提供を受ける場合は、支部長を含め2名以上連署のうえ、所定の手続きを行わなければならない。名簿がその役割を終了した

場合は速やかに同窓会事務局に返還するものとする。

（金銭的支援）

第 13 条 金銭的支援は、支部会の開催にあたり年 1 回、別に定める（A）支部会開催支援金または、（B）開催案内送料補助支援金のいずれか一方を選択し、支援を受けることができるものとする。

2 支部会開催支援金は正会員の数に乗じた金額を支給する。支給額は別表に定める

3 開催案内送料補助支援金は支部が発送する支部会開催案内等の送料（実費）について上限額を定め補助する。上限額は別表に定める。

4 支部会において、明星大学に所属する教員に講演依頼（講師派遣）した場合、所定額の講師謝礼を補助する。補助額は別表に定める。

（祝い金）

第 14 条 支部設立祝い金は支部設立総会開催に当り支給する。支給額は別表に定める。

2 支部周年記念事業祝い金は 10 年目ごとに祝い金を支給する。支給額は別に定める。

（支部会の告知）

第 15 条 支部会開催の告知は同窓会 Web ページ等の広報媒体、同窓会 SNS を利用することができる。

（有志による親睦会の開催）

第 16 条 第 2 条の規則にかかわらず、有志によりゼミ会・クラス会・学科会等の親睦会を開催する場合は、あらかじめ申請により、名簿の提供を受けることができる。

2 名簿の提供を受ける場合は、親睦会の主催責任者を含め 2 名以上連署のうえ、所定の手続きを行わなければならない。名簿がその役割を終了した場合は速やかに同窓会事務局に返還するものとする。

（支部の廃止）

第 17 条 支部を廃止するときは廃止理由を明記し、代表者を含めた 3 名以上より所定の申請を行うこととする。

2 この規則第 10 条に定める活動報告書を連続して 3 年にわたり提出がない場合は当該支部を廃止する。

（規則の改廃）

第 18 条 この規則の改廃は理事会の議を経て行う。

（規則の施行）

第 19 条 この規則は、この法人の成立の日から施行する。

（委任）

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、本会の設立の登記の日から施行する。

2 明星大学同窓会（以下「旧同窓会」という。）の支部の扱いは、所定の手続きを経て本会設立の日に本会の支部として認定を行う。ただし、活動の廃止を願い出た支部及び手続きが行われなかった支部についてはこの規則第 17 条の手続きを経ずに旧同窓会の解散と同時に支部を廃止したものとみなす。

附則

この規則は、2023（令和 5）年 3 月 18 日から施行する